第四章 役割と責任

発表者: 宇田川滋隆 小保方麻貴

1.はじめに

生産者の定義 生産者以外の主体の役割 各主体間の潜在的相関関係 責任を割り当てる際に考慮すべき 7

2.背景

製品回収プログラム

- 一般的によく使用されているEPR手法
- ●規則による手法、自発的または産業界ベースの手法でも最もよく選択される手法
- ●条件と問題点の多くが他のEPR手法にも同様に当てはまる手法

3.責任の範囲

納税者、地方自治体 - 製品の生産者

3.1責任の意味するものとは…

タイプ1 物理的責任

···使用後の製品の物理的管理の<u>直接的</u>及び<u>間接的</u>責任

タイプ2 金銭的責任

・・・・廃棄物の処理コストの全部又は一部を支払う責任

EPRに関する他の責任の分類

by Thomas Linddhqvist

情報提供:製品およびライフサイクルにおける諸 段階の影響に関する情報を提供

信頼性:環境又は安全上の損害に関する特定的な責任

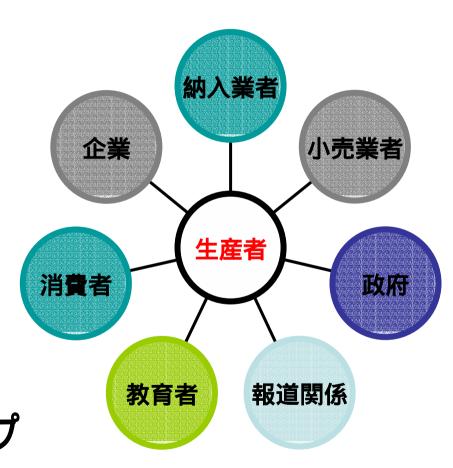
所有権:製造業者が製品のライフサイクルを通じ て所有権を保持

政策立案者は、責任の割り当て方法によって製品連鎖内の諸主体の責任を明確に定義する必要がある。

4. 生産者の定義

- ・多くの利害関係者に影響を及ぼす立場 ・製品の変更を加えるのに他の主体よりも有利

EPR政策の成功にとって、 生産者のリーダーシップ が決定的に重要



4.1生産者とは誰か

さらに、生産者とは

商品に関する知識を最も多く持つ。

(技術的専門知識、所有権情報、製品知識等)

製品の変更を加えるのにもっとも有利な立場。

(廃棄物がより少なく、再使用やリサイクルし易い製品へ)

生産者が使用以降の製品まで物理的責任、財政的責任を負担し、

製品設計の決定に関して最大の支配力を有する主体とされる場合に、EPR制度は最も効果的となる。

具体的に・・・

- ·寿命の長い製品 ブランドオーナー、輸入業者
- ·包装材 包装の充填業者
- ・ブランドオーナーが特定できない製品 製造者

が一般的に生産者として定義されている。

「制御可能性を有する主体」

電気・電子機器に関する責任の割当

国〜責任の種類	物理的責任(収集)	金銭的責任
日本	小売業者·地方自治体	最終消費者
オランダ	小売業者·地方自治体·修 理業者	小売業者·製造業 者·輸入業者
スウェーデン	製造業者·輸入業社·小売 業者·地方自治体	製造業者·輸入業 社·小売業者
EU	小売業者 製造業者·輸入業者	製造業者·輸入業者
デンマーク	地方自治体	地方自治体 (納税者)

プレイバック

生産者(輸入者、製造業者等)が金銭的負担: 製品価格に処理費用を上乗せした場合 最終所有者が処理費用支払いと、 タイムラグの存在を除けば同じこと。

- 最終所有者支払い原則の欠点: 不法投棄が増える。
- 価格上乗せの欠点:処理費用を正確に計算できない。生産者不在製品・既販売製品への対処が困難。

最終所有者支払い原則

グリーン調達思考へと消費者を導き生産者に環境に配慮した製品設計を行うインセンティヴを与えられた場合、価格上乗せ同様に良いEPR手法。

白物·褐色品目政令(蘭)

- ◇地方自治体:分別収集システム設置の責任
- ◇小売業者・納入業者:使用済み製品回収責任(無償)

(地方自治体・小売業者から

- ◇廃棄された製品の回収は生産者と輸入業者が個々に 責任を負う
- ◇CFCを含む冷蔵庫の取引の禁止
- ◇白物、褐色物の焼却と埋め立て処分の禁止



a)最終責任

製品連鎖内の責任当事者の中で<u>明示的な責</u> 任を付与される主体が必要。

ほとんどの場合、<u>商品の再資源化過程のイニシアティヴをとる責任</u>を担う者として、生産者/輸入者が最終責任を負う。

一方で、責任の共有はEPRに固有の部分 e.g. <u>ドイツ包装材政令</u>

4.2その他の責任の組み合わせ

a)責任の共有

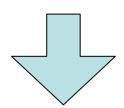
モデル1.地方自治体と生産者間の責任の共有

地方自治体:廃棄物の収集と分別についての 物理的責任(全部または一部)を負担

生産者:金銭的責任と選別された廃棄物の処理責任

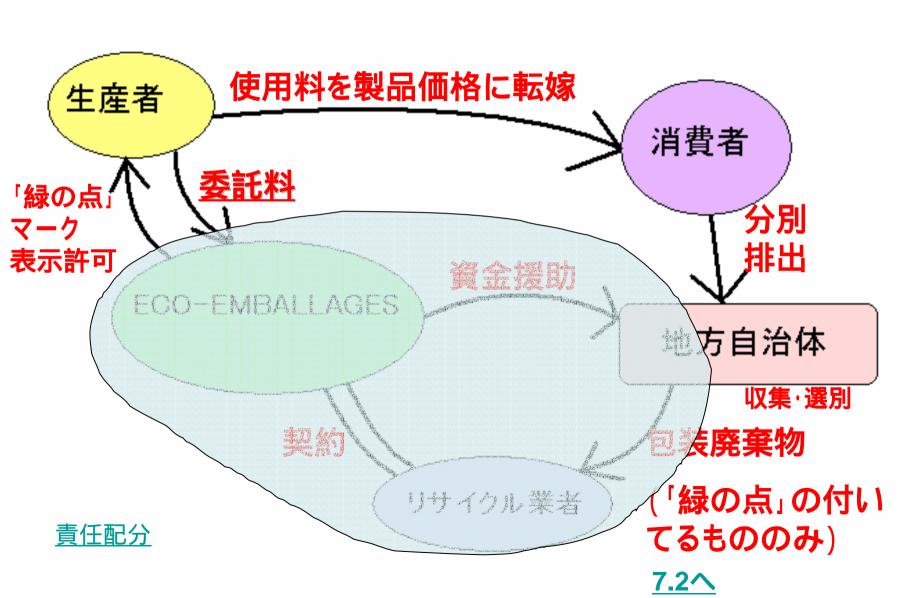
地方自治体:同じように作業を継続

生産者:処理と処分に関する追加費用

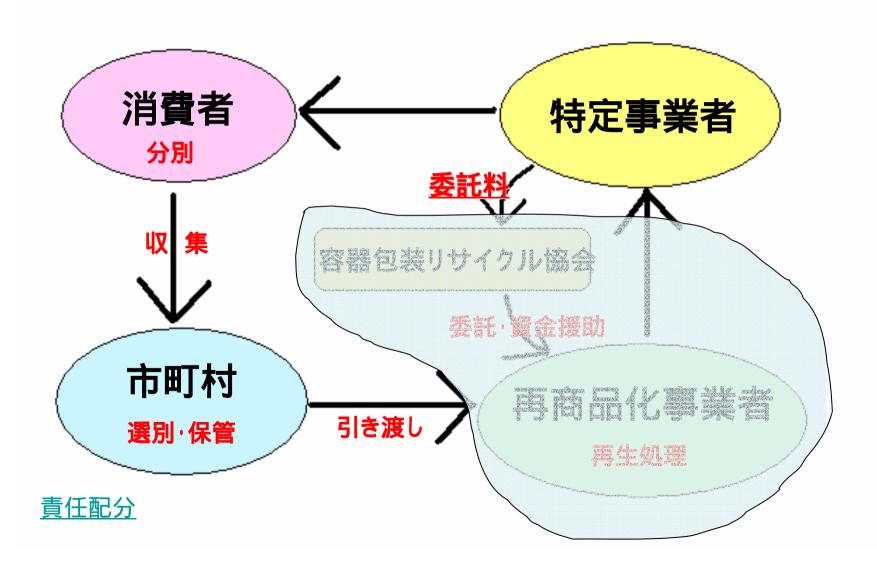


廃棄物処理コストの部分的内在化の実現

エコ・アンバラージュ(仏)



日本 容器包装リサイクル法



ドイツ包装材政令

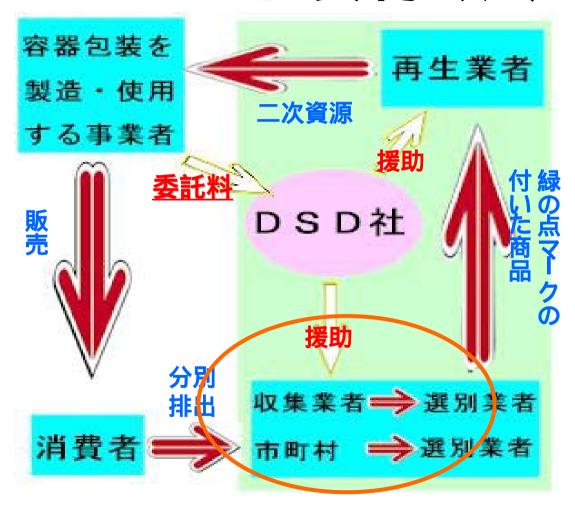


図:ドイツ環境先進都市名古屋市民視察団中間報告(平成13年1月)より抜粋

責任配分 最終責任

モデル2.生産者と製品連鎖の主体間の協定

例 生産者 ← リサイクル業者 ^{使用済み製品} 再生資源

デポジット・リファンド制

処理

b)配分責任

意味:製品連鎖の全主体に責任を配分

利点:EPRプログラムのより多くの情報が 製品連鎖内の各主体に行き渡る。

<u>欠点</u>:公平かつ公正に配分するのは 合意よりも難しい過程(*ただ乗り*の出現など)

実現のために・バランスを取ってプログラムを設計

・誘引、参加への報酬

・不参加に対する罰則

などの対策も必要。

5.責任の配分

ドイツ

物理的責任 生産者、収集業者、自治体、再生業者 金銭的責任 全て生産者

<u>フランス</u>

物理的責任 地方自治体・リサイクル業者・民間団体

金銭的責任 生産者と消費者

<u>日本</u>

J١

物理的責任 地方自治体·再商品化事業者

金銭的責任 生産者(特定事業者)と

地方自治体(市民の税)

生産者の参加の程度

選択肢	生産者の参加の程度	例
公共	政府との協議	ベルギーの製品課税
	<u>処分手数料の支払</u> が代表的	フロリダ州の前払い処 分料金
公的協議	自治体の <u>リサイクルを補助</u>	マニトバ(カナダ)のリサ
	する <u>生産者基金組織に参加</u>	イクル制度
共有管理	生産者主導の組織 地方で規制された賦課金を日謹厳 として生産者の包装材を管理し、地 方自治体のリサイクルコストを賄う。	カナダの産業包装スチュ ワードシップ・イニシアティ ブ フランス包装材政令
共有運営	賦課金を支払うか包装材料の責任 を取る非営利組織を形成するよう 生産者に要求する法律;地方当局 が廃棄物収集の責任を保持する。	オンタリオ州の廃棄物削減 委員会 オランダ包装材政令
民間	生産者が、政府のEPR 政策や法 的枠組みに従う製品回収システム の運営を含め、廃棄物の全責任を 引き受ける。	ドイツ包装材政令 オーストリア包装材政令

プレイバック

そもそもこのガイダンスマニュアルは・・・ 100%生産者に責任を転嫁する事よりも、 「制度設計に入っている政府などに対し参考情 報を提供する」事を目的とする。

> ドイツ・フランス・日本のケースは 全面的であれ、部分的であれ、皆 EPR適格!

6.責任取り決め時の注意点

- 政策の最終点とプログラムの目標
- 製品などの特徴
- 市場の力学(ロット)
- 特定の製品連鎖の主体・・・例(box8)
- 政策の施行までに必要な資源

Box8

動脈

- 原料供給者
- 生産者
- 輸入業者
- 卸売業者
- 小売業者
- 消費者

静脈

- 廃棄物管理者
- 廃棄物運搬者
- 廃棄物分別業者
- リサイクル業者
- 生産者責任機構 (PRO)
- 地方自治体

7. 誰が支払うか?

- 問題は物理的責任ではなく、資金は誰がだすか?
- 現在…自治体、納税者
- しかし、その量も増え続け、負担
- それによりEPR政策

EPRにより改善できること

- 納税者の負担
- 廃棄物の削減
- 廃棄物コストの最小化
- 使用後の製品の環境圧力

社会的コストを価格に組み込む

生産者と消費者が外部性を支払う

外部性の内部化

7.1資金調達メカニズム

- EPRの問題点・・・廃棄物の回収、処理の費用
- 自治体の責任を生産者に移項 コスト低減
- 処理資金の調達

生産者・・・税金、料金(PRO) 消費者・・・製品価格、料金(ごみの有 料化)

例・・・スウェーデンの使用済み自動車の回収 annex11

スウェーデンの自動車回収(概略)

- 生産者が廃車の管理責任者
- 生産者は廃車の責任者
- 生産者の経済的有利を保証
- 問題点

生産者が廃車処理をする前の破産 廃棄料金の違い 現存自動車の取り扱い 収集の不確実性

問題点、及び解決法

- 生産者の義務全う前の破産 基金の設立
- 廃棄料金の違い 新車販売時に廃棄料金を一律に払う
- 現存自動車の取り扱い 処理コストは料金または税金の導入
- 収集の不確実性 法整備

基金

基金・・・廃棄料金の基金。 新車購入時に廃棄料金を前払い

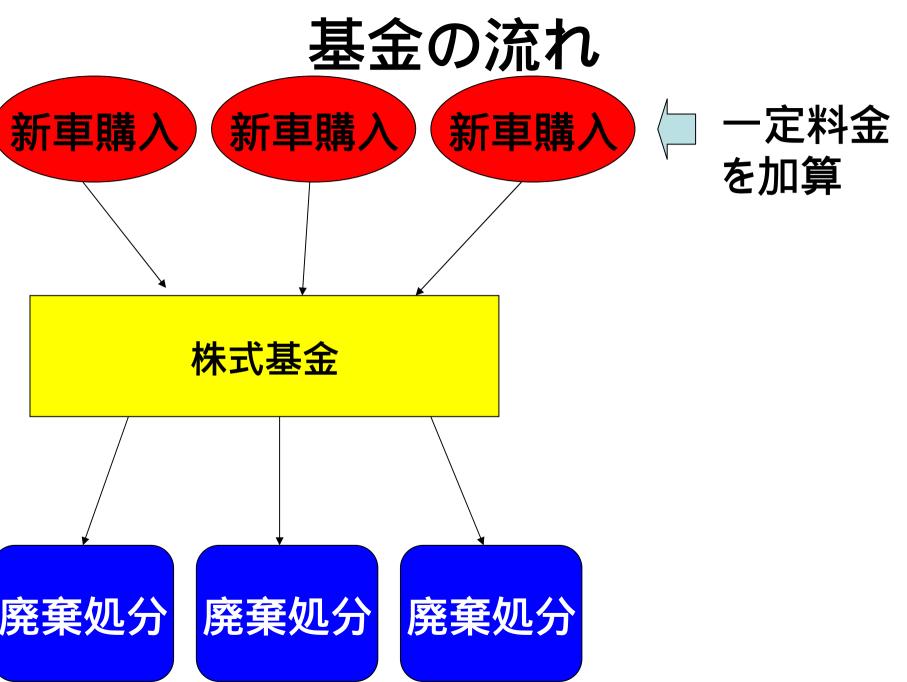
その分をストックし(基金とし)、株式となる

生産者が株を購入

廃棄時、基金から費用を取り出す

問題:廃棄費用が足りなくなる場合

足りたところから譲ってもらう



7.2.コストの内部化

コストをすべて内在化した 場合

消費者にも処理費用を負担させるため、価格の中に 処理費用を入れる 部分的に内在化した場合生産者が資金的責任を一部負う

自治体も資金を出す

生産者は売れるために価格を下げる

<u>例:フランスの包装材例</u>

処理費用があまりかからな いようにする

8.政府の役割

- EPRができるように法、または政策の制作
- 関心を集める
- 矛盾する政策の破棄
- 政府グリーン購入やゴミの有料化
- ただ乗り、反競争行為の防止
- 企業に自発的な努力を促す

9.自治体の役割

- どんなモデルだろうが決定的な役割
- 前提として今現在廃棄物の収集を選別していて、今後も続ける
- 企業のリサイクルを支援する
- 市民にクリーンに関するする情報を与える
- 企業との共同作業とPROの設立
- 政府に情報提供

10.消費者

• EPRでは決定的な要因

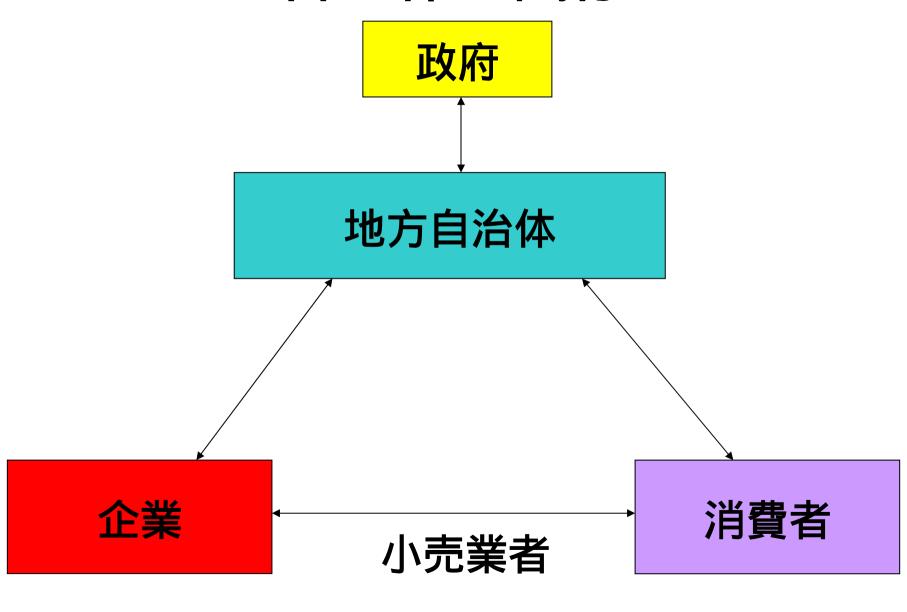
企業で作ったものを最終的に消費するため

- 消費者同士のコミュニケーションによって企業 に圧力
- 消費者同士のコミュニケーションによって自分 たちの立場を考える

11.小売業者

- EPRで最も影響を受ける 製品の陳列、販売、回収
- 重要な要因の消費者に一番近い存在
- 消費者に情報を伝える

各主体の関係



12. PRO

- PRO・・・生産者責任機構 製品回収の管理 PROがEPRに有効な機関 EPRと組み合わせる
- PROの現状

特定の料金構造により生産者から直接徴収 (例) 処分のしやすさによる料金徴収 一個当たりの標準料金による徴収 重量、材料の種類による徴収

PRO政策の最終目的

 EPR政策に基づいて構成されるべき 現在あるPRO・・・DSD 施行当事、様々な問題発覚! annex12

DSDの問題点

- 破産に追い込まれそうになった理由
 - 1、政令により短期間での法的要求を満たす必要性
 - 2、契約パートナーに関するチェックの甘さ

1、法的要求

18ヶ月以内に自治体を含む処分業者との交渉 (収集容器の設置及び輸送、地域による既存 システムの統合、支払い問題、etc)

何とか間に合ったが業者との資金的問題のい ざこざに巻き込まれる

競争ベースの設立、競争価格の設定などを決める時間がない

2、パートナー問題

'グリーン・ドット'に支払われたライセンス料よりこのマークのついた包装ユニット数の多さ

フリーライドの存在

妥当な管理権が明記されていなかった

未だにシンボル権侵害の提訴ができていない

結局・・・

法的要求とシステムスタートの難しさが原因! 誰も別の手法を検討しようとはしなかった

その後・・・

システム継続検討までいったが、意見一致より、 資金的には融資という形を取りながら継続す ることが環境大臣の下合意され、再建計画が 作成された

その後の詳しいことは・・・第5章で

まとめ

- 1、責任…物理的 金銭的
- 2、生産者の定義
- 3、政策立案者の責任モデルの選択
- 4、主体間のコミュニケー ションと調整の重要性
- 5、生産者責任の重み
- 6、責任の割り当て

- 7、EPRの政府の役割
- 8、EPRの自治体の役割
- 9、EPRの消費者の役割
- 10、EPRの小売業者の役 割
- 11、PROとEPRの関係
- 12、PROの役割

以上。